

1. 受診対象者

- ・ 電離放射線取扱者  
別紙5のとおり
- ・ 特定化学物質取扱者  
労働安全衛生法施行令施行令第22条第1項第3号（石綿を除く）の業務に従事する職員
- ・ 有機溶剤取扱者  
労働安全衛生法施行令施行令第22条第1項第6号（第三種有機溶剤等はタンク等の内部作業に限る）の業務に従事する職員
- ・ 歯科医師  
労働安全衛生法施行令施行令第22条第3項の業務に従事する職員

※いずれも、受診対象者名簿（別紙2）に対象業務または対象化学物質等が記載されていますので、ご参照ください。

※労働者派遣法第45条第3項により、本学に就業する派遣労働者については、特殊健康診断の受診対象となります。他の健康診断と混同することのないよう、ご注意ください。

2. 検査項目

- ・ 電離放射線取扱者  
別紙5のとおり
- ・ 特定化学物質取扱者  
①業務経歴の調査、②既往歴の有無の調査、③自覚症状の有無の調査、④その他（使用する化学物質により検査項目が異なる）
- ・ 有機溶剤取扱者  
①業務経歴の調査、②有機溶剤による健康障害の既往歴の調査、③自覚症状等の検査、④尿検査、⑤肝機能検査、⑥血液検査、⑦眼底検査（うち⑤～⑦は使用する有機溶剤により検査項目が異なる）
- ・ 歯科医師  
歯科医師による検査